

0平成30年(ネ)第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第1陣)

控訴人兼被控訴人(一審原告) 早川篤雄外 215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

2018(平成30)年9月30日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴理由書(損害論)

一審原告ら訴訟代理人

同 弁護士 小野寺利孝

同 弁護士 広田次男

同 弁護士 鈴木堯博

同 弁護士 米倉勉

同 弁護士 鳥飼康二

同 弁護士 市野綾子

同 弁護士 山田大輔

同 弁護士 笹山尚人
外

目次

第1 序一原判決の特徴	4
1 必要な検討と判断の回避	4
2 請求内容の曲解による切り捨て	5
3 原賠審の指針等への追従	5
第2 基本的な論点に関する判断の回避ないし脱漏	6
1 被侵害利益について	6
2 「指針等」の性格・内容と位置づけ	9
3 その他の判断脱落	15
第3 避難慰謝料と故郷喪失損害の関係	15
1 2つの種類の損害	15
2 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料の額を別々に認定すべきこと	16
第4 故郷喪失損害の内容と評価	21
1 無形の財産的損害+精神的苦痛であること	21
2 原判決における判断の脱落と過小な損害評価	22
3 包括的損害把握の必要性	23
4 指針等には故郷喪失損害が含まれていないこと	24
5 あるべき故郷喪失損害の評価	25
第5 避難慰謝料	27
1 考慮要素と金額とのバランス欠如	27
2 日弁連提案による慰謝料増額事由の検討	27

3 身体状態、精神状態悪化の考慮	34
第6 請求方式に関する誤り	36
1 包括一律請求ではないこと	36
2 包括請求の意味	38
3 共通損害の意味	40
4 損害の個別性を無視した上の「低額一律認定」の不当性	46
○ 第7 財物損害	46
1 財物損害総論	46
2 居住用不動産の損害賠償について	49
3 家財道具について	54
○ 第8 弁護士費用	56
○ 第9 控訴の範囲について	57
1 一審原告らの控訴の内容	57
2 控訴の金額の根拠（847万円又は935万円を控訴した一審原告らについて）	58
3 控訴の範囲が上記金額以外の一審原告らについて	59
○ 第10 まとめ	61

第1 序—原判決¹の特徴

原判決において示された本件に対する理解ないし判断には、顕著な特徴がある。

1 必要な検討と判断の回避

第一に、原判決が一審原告らの主張した被害事実を概ねそのまま認定しながら、損害評価において不当に低い損害額しか認めなかつたのは、裁判所において当然に検討を加えるべき重要な論点について判断を回避し、その検討が欠落していることに起因する。

第2で述べるとおり、原判決は、例えば被侵害利益について全く検討していない。また一審原告らが請求した「故郷喪失損害」の内容についても、これが精神的苦痛の他に無形の財産的損害を含むという主張に対して全く検討を加えず、損害算定の根拠を示すこともないまま、避難慰謝料と併せて「包括的・総合的」に結論の金額だけを示した。さらに、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」という）の中間指針及び各追補（以下「指針等」という）の性質や裁判上の位置づけについても、原判決がこれらを検討した形跡は見られない。

広範な地域の住民が長期にわたって全員避難させられるという稀有の事態によって、どのような被害がどの程度に及んだかを適切に評価するためには、そこでの被侵害利益の性質や損害の内容について検討し、解明することが不可欠の課題であるはずであるが、原判決はこれらを回避してしまったのである。

次に、原判決は、原賠審の指針等の性質や裁判上の位置づけについて

¹ 本書面では、福島原発被害の各集団訴訟について、以下のように表記する。

- ・福島地裁いわき支部平成30年3月22日判決…原判決
- ・福島地裁平成29年10月10日判決…生業判決
- ・前橋地裁平成29年3月17日判決…前橋判決
- ・千葉地裁平成29年9月22日判決…千葉判決
- ・東京地裁平成30年3月16日判決…首都圏判決
- ・東京地裁平成30年2月7日判決…小高判決
- ・京都地裁平成30年3月15日判決…京都判決

も、ほぼ全ての検討を回避した。原判決は、算定した損害額から指針等による既払い金を控除するという判断枠組に拠っているが、その結論たる認容額はどの避難区域についても一律に150万円ないし70万円とされている。そうすると、これは実質的には指針等による賠償基準額を元に、一律・一定額の「上積み」をしたものと見るべきものである。しかし、指針等による賠償基準の内容や位置づけを検討することもなく、その金額を前提として「上積み」分を加算するという損害算定は、損害評価の前提を欠いていることを意味している。

2 請求内容の曲解による切り捨て

第二に、第6で詳述するとおり、原判決は一審原告が主張していた請求内容ないし請求方式に対する誤解・曲解によって、請求した損害内容の多くを不当に判断対象から除外して、判決している。これは、事実誤認であるのみならず、違法な判断である。当事者が支払いを求めて主張立証した損害を、裁判所が勝手に審理の対象から除外してしまったのでは、被害者は救われない。精査の上、改めて審理を尽くしていただきたい所以である。

3 原賠審の指針等への追従

第三に、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」）の指針等への追従である。指針等には、これが原賠審という政府の機関によって作成された賠償基準であるが故の政策的な要素が避けられない。詳細は後述するが、原判決は、こうした要因を持つ指針等の限界や傾向を認識しないまま判断をしたため、指針等の内容に追随した判断に傾斜している。そのことが、不正に低い損害評価につながっている。

以下、これらの問題点を明らかにして、原判決の誤りを論証するものである。

第2 基本的な論点に関する判断の回避ないし脱漏

1 被侵害利益について

(1) 前例のない本件被害における被侵害利益の意味

原判決は、本件において侵害された権利利益の内容、すなわち被侵害利益（保護法益）について、一切の検討を回避し、何らの判断も示していない。しかし、損害賠償請求事件において、侵害された権利利益の正確な理解なしには、合理的な損害評価は出来ないはずである。

しかも、本件において生じた被害は、過去に類例のない内容と規模を持つものである。そして、そのような損害が非常に複合的・多面的であり、多様な被害が相互に関連し合って深刻な事態を示していることは、誰の目から見ても窺い知れるところである。この被害の中核は「地域社会の全面的な破壊（剥奪）」であるが、1つの地域社会の全体が避難を強いられることによって丸ごと破壊ないし剥奪されたという事態は、類例がない。そのような事態が、そこで生活していた住民からどのような価値を奪い、どのような損失をもたらしたのか、そしてどのような心身の苦痛を与えたのか。これらの解明は、被害者である一審原告らにとっても裁判所にとっても、未知の重大な検討課題であったはずである。その解明なしに、本件における上記のような複合的・多面的な損害について、その内容を適切に評価することは不可能である。

そして、これらの損害の評価が適正になされるための、基礎的な分析と検討の要素ともいべき被侵害利益に関する判断を判示しなければ、裁判所のなした判決内容の適正が担保されない。この判断過程を判示することを省略することが許されるほど、本件の被害事実の実態は単純かつ明白ではないであろう。

そして、原判決における損害評価の判断が、現に誤りに陥ってしまったことは、後に指摘する通りである。その誤りは、被侵害利益の検討と

いう基本作業を回避し、理解を損なったことがもたらしたと評価するしかない。

（2）本件における被侵害利益

既に主張してきたとおり、本件における被侵害利益（保護法益）は、人格権に位置づけられる、「包括的生活利益としての平穏生活権」（甲 A 146号証）である。すなわち、「地域社会において平穏な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体権・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、『包括的生活利益』を享受する権利」と定義される人格権であり、本件では特に、「地域社会において平穏な生活を送る生活利益」（避難慰謝料）と、「生存権や財産権を包摂する、『包括的生活利益』を享受する権利」（故郷喪失損害）の侵害が顕著に問われている。それぞれの詳しい内容は後述することになるが、生活の全般における平穏が奪われ（避難慰謝料）、あるいは地域社会から享受していた「包括的生活利益」ないし「地域生活利益」の一切を奪われる点に（故郷喪失損害）、その権利侵害の全般性と広範性が表れている。

（3）憲法上の根拠

次に、この人格権は、憲法上の基本的人権であり、憲法13条（幸福追求権）、憲法22条第1項（居住移転の自由及び職業選択の自由）、憲法25条（生存権）、憲法27条（勤労の権利）、憲法29条（財産権）によって保障されている。

避難生活がもたらす全般的な生活阻害（避難慰謝料）は、まさに幸福追求権（憲法13条）の侵害そのものであり、居住地を選択する自由（憲法22条第1項）を侵害している。次に故郷喪失損害は、憲法22条第1項（居住移転の自由及び職業選択の自由）に内在する精神的価値と財産的

価値の両方を顕著に侵害し、憲法13条（幸福追求権）、財産権を剥奪している。

このような重大な権利侵害・人権侵害が認められる本件について、原判決が被侵害利益の内容について何の検討も示さなかったという事実は、それ自体異常であり、その余のすべての判断の合理性・妥当性を疑わせるに十分な事態であるといわなければならない。

（4）他の集団訴訟における判示

原判決が被侵害利益についての判断を脱漏したこととは対照的に、他の集団訴訟においては、以下のとおり、被侵害利益についての判断がなされている。

それぞれが判示する具体的な内容については、様々な評価がされているところではある。しかし少なくとも、いずれの判決も、本件における被害が憲法上保障された基本的人権の侵害であることを明示し、その侵害された権利利益の内容と性質を明らかにしようとしている点では共通している。

①前橋判決（183頁以下）

「本判決における被侵害利益は、平穏生活権であるが、この平穏生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中心とした人格権であり、上記のとおり、 i) 放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、 ii) 人格発達権、 iii) 居住移転の自由及び職業選択の自由並びに iv) 内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利である。」

②千葉判決（189頁以下）

「避難指示等により避難等を余儀なくされた者は、住み慣れた生活の本拠からの退去を余儀なくされ、長期間にわたり生活の本拠への帰還を禁止さ

れるのであるから、居住移転の自由を侵害されるほか、生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益を侵害されたということができる。このような利益は、憲法13条、憲法22条1項等に照らし、原賠法においても保護されるものというべきである。」

③小高判決（154頁以下）

「従前の生活の本拠である住居からの強制退去と長期にわたる帰還禁止を余儀なくされた点において憲法22条1項で保障されている居住、移転の自由に対する明白かつ直接の侵害である。……そして本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格統治を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、概ね予測可能なものであって、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、統治することを可能としているものである。したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、その者的人格への侵害が一定以上に達したときは、従前属していた本件包括生活基盤において継続かつ安定的に生活する利益（以下「本件包括生活基盤に関する利益」という。）を侵害されたものと解することが相当である。そこで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利

2 「指針等」の性格・内容と位置づけ

（1）指針等の法的性格

一審被告は、原賠審の指針等に基づいて、一審原告らに対する様々な賠償をしてきたところであり、本件では、この指針等による既払金が、内容的にも金額的にも十分であるかどうかが、基本的な争点となっている。

そうだとすると、政府が原賠法に基づいて設置した原賠審において策定された指針等に、法的拘束力があるのか否かがまず問題となるはずであるが、原判決はこの点について判示していない。

もっとも、行政上策定された「指針」であって法律ではない文書である指針等に、法的拘束力が認められないこと自体は自明であるから、原判決としては、あえて判示するまでもなかつたのだという解釈も可能であろう。

しかし、仮にそうであっても、司法審査における指針等の法的な性格ないし内容と、その裁判上の位置づけを明らかにする必要がある。すなわち、本件におけるるべき賠償の内容ないし水準を判断するに際して、指針等の内容にどのような意味があるのか、そして裁判規範としての何らかの通用性を認め得るのかが、問われることになる。

ところが原判決は、これらに關しても含めて一切の検討をせず、判断を回避している。しかし指針等には、以下のとおり、その成り立ちがもたらす特徴的な性質があるから、その位置づけを誤れば、損害評価を誤ることにならざるを得ない。以下、順次検討する。

(2) 指針等の内容一迅速かつ最小限の救済に過ぎないこと

第一に確認されるべきは、原賠法が定めているとおり、指針等は本来裁判規範ではなく、「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」(原賠法18条2項2号)として策定されたものであることがある。

そして第二に確認されるべきは、指針等は、「早期に最小限の救済を実

現すること」を企図したものであることである。このことは、中間指針自身が、「被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。」（同1頁）ことを繰り返し指摘していること、さらに「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」（同3頁）としていることからも明確に読み取れる。

すなわち指針等は、長期間を要する裁判による救済を待たずに、当事者間の自主的な紛争解決において、切迫した状況下にある被害者を「迅速」かつ「公平」に救済することを目的としており、そのために「賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」であるから、それは「最低限の損害」を一律に支払う合意の実現によって、迅速な救済を実現することを企図して策定された指針である。端的に言えば、最低限の金額（損害）であるからこそ、支払い側は被害の個別立証を経ずに、一律の基準による自主的な支払い合意に応じるのである。

このように、指針等の内容が「最低限の損害」を対象にしていることは、月額10万円の避難慰謝料が、自賠責保険における入通院慰謝料を参考にしたことにも表れている。自賠責保険は、法令に基づいて策定された、強制保険制度による被害者救済のための最低限の損害保障の水準であるから、これに準拠した指針等は、やはり最低限の損害補償を内容としたものと言える。だからこそ、一審被告は、この水準による支払いに応じたのである。

こうした指針等の性質・内容の如何は、本件訴訟の審理において、極めて重要な意味を持つはずであるが、原判決はこの点について検討して

おらず、判断が欠落している。

(3) 指針等の位置づけ—裁判規範としては不適切であること

第三に、政府が策定した指針等には、賠償基準としての限界が避けられないもので、裁判規範として位置づけることは許されないことを確認する必要がある。

指針等は、政府の設置した機関が策定するものである以上、以下のような、賠償額を制約する要因を持たざるを得ない（甲 A 6 1 7 号証・潮見佳男「損害算定の考え方」47 頁以下・「原発事故被害回復の法と政策」所収）。

- ① 東電の賠償負担がばく大な金額になることの回避。
- ② 被害者の早期救済のために「最小限の損害」を画一的に賠償させること。
- ③ 「公共政策的観点」からの制約、例えば地域の復興スピードの加速・推進のため、早期帰還へのインセンティブとなるように、また、地元での就労及び避難先での就労・事業再開へのインセンティブとなるように、賠償額・期間を設定する視点。
- ④ 財政・予算的制約。

これらの賠償額を制約（低額化）する要因により、指針等が認める賠償額は、最低限度の金額に抑制されることになる。そもそも個別的・具体的な事情を問わないで一律に支払う「迅速」かつ「公平」な救済である以上、それは避けられないし、「公共政策的観点」からの制約、財政的制約が、この傾向を一層強める。

そしてさらに具体的な結果として、上記の賠償額を制約する要因により、指針等には少なくとも次の 2 つの特徴的な内容ないし欠落が認められる。

その第 1 は、避難指示と損害賠償を関連付けていることである。す

なわち、住民の避難行動によって生じる損害について、政府の避難指示によって賠償の始期及び範囲を画し、その解除によって終期を画するという仕組みは、実際の避難行動の範囲や期間ではなく、形式的に避難指示によって賠償の範囲を画することにより、賠償の低額化をもたらしている。

そして第2の特徴は、第4において詳述するとおり、指針等が定める慰謝料の内容が、地域社会の破壊や長期的な棄損による、無形の財産的損失を含んでいないことである。

ところが、原判決は、こうした特徴的な内容と欠落を有する指針の内容と位置づけについて検討することを回避しており、その判断が脱落した。その結果、指針等に内在する特徴や限界という、損害の評価において考慮すべき重要な判断が欠落している。

この点について、上記潮見論文は、次のように指摘している。本件原判決を含む「一連の判決では、「『中間指針等』の合理性を原則的に肯定する傾向がある。そして『中間指針等』で示された内容を、抽象的損害計算の基礎として位置づけている。その反面、『中間指針等』を超える損害（額）については、被害者側に説明責任（証拠提出責任）を負担させる傾向がある。財産的損害についてのみならず、慰謝料についても同様である。ここには、①『中間指針等』が『最小限の損害』を示すものとして捉えられるとともに、②『中間指針等』そのものが一『最小限の損害』の賠償を命じる規範として一裁判規範化される傾向を認めることができる。」（甲 A617号証 48～49頁）。

そして、上記の①から④の制約的な諸要因が、裁判規範として損害論において考慮されることに疑問を呈し、指針等が、「最低限の損害」を示す裁判規範として機能していることを「看過することのできない事態である」と指摘する（甲 A617号証 50頁）。

上記のとおり指針等は、「公共政策的観点」から、賠償額を制約（低

額化）するバイアスが不可避的に働く要素を内包する。そのような指針等を、しかも「当事者間の自主的な紛争解決のための一般的な指針」であり、「最低限の損害の賠償を命じる規範」であるにもかかわらず、抽象的損害計算の基礎として裁判規範化することは、明らかに不適切・不合理である。言うまでもなく、司法判断は、憲法の三権分立原則に基づき、事実と法に基づいて、現に生じている損害の賠償を実現し、もって国民の権利を救済するために営まれる独立した司法作用である。その司法判断が、行政の「公共政策的制約」という制約要因を考慮することは、裁判所の役割として不適切であることは論を待たないからである。

しかし、原判決は必要な検討の回避により、そのような配慮ないし慎重さを示すことなく、無批判に指針等を裁判規範として位置づけている。そのことは、上記のとおり、原判決が指針等の賠償基準を前提に、一律に一定の金額をこれに加算する「上積みスキーム」を探っていることに現れている。すなわち、帰還困難区域については 1600 万円の損害認定の上で、既払金 1450 万円を差し引いて 150 万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については 1000 万円の損害認定のうえで、既払金 850 万円を差し引いてやはり 150 万円という損害算定は、一見すると独自に損害算定をしているようにみえても、実質的には、指針等の賠償基準に倣った上で、「プラスアルファ」を施したものに過ぎない。旧緊急時避難準備区域における 70 万円の一括認定も同様である。そして、この 150 万円ないし 70 万円という金額について、原判決はなんらの算定根拠も示していないのであるから、指針等の損害算定を裁判規範として位置づけたものというほかない。

このことは、家財等の財物損害について、指針等による支払いを理由に請求を棄却していることにも顕著に現れている。

これらは、指針等の法的性格と、裁判上の位置づけ（裁判規範とし

ての適合性）という重要な論点について判断を回避し、被害の司法的救済における指針等の位置づけを検討しないまままで損害評価を行うという、誤った対応がもたらした結果である。

3 その他の判断脱落

さらに原判決においては、避けることのできない争点である、「故郷喪失損害」の内容が無形の財産的損害を含んでいるという事実の検討が回避された。

また指針等に基づいて支払われてきた慰謝料（既払い金）の性質ないし内容についての判断が回避された。そのため、どのような損害についての支払いであったのか、さらには既払金の控除の可否についての判断も脱落したため、不合理な既払金の控除が安易に断行されている。

これらについては、該当する論点の項目において、後述する。

第3 避難慰謝料と故郷喪失損害の関係

1 2つの種類の損害

一審原告らは、本件における「避難慰謝料」と「故郷喪失損害」は別の損害項目であり、別途に損害算定をするべきことを重ねて主張してきた。

ところが原判決は、これを包括的・総合的に評価するとして、両者を区別して検討せず、その結果、それぞれの内容を精査する検討が欠落したため、その理解が極めて不十分なものとなった。

そもそも上記のとおり、原判決はこれらの損害における被侵害利益の内容を検討・明示することさえも回避し、いかなる権利・利益の侵害が問われているのかを検討しないままであったから、そのような権利・利益の侵害がどのような内容の損害を意味するのかを正しく理解出来なかったのも当然の帰結である。控訴審においては、改めてこの重要な論点についての審理を尽くしていただきたい。

2 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料の額を別々に認定すべきこと

(1) 原判決の判断

原判決は、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料について、「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』の有無や程度、『避難先における著しい日常生活の阻害』の有無や程度を判断するためには、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複している」と述べて、「故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定するのが相当」であるとしている（原判決305頁）。

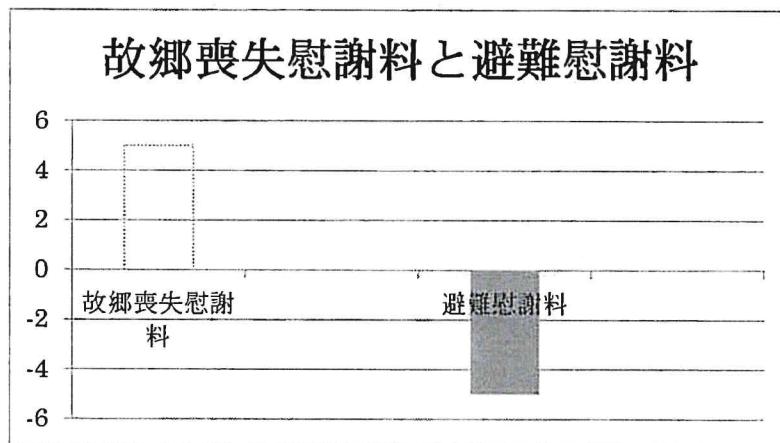
(2) 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を基礎づける事情は性質が異なること

一審原告らは原審において、両者の違いについて、①侵害された異様の違い、②被害が生じている場所、③被侵害利益が存在する場所、④被害が生じる時期、⑤「自由の制約」か「人格の展開」の侵害か、⑥一方の損害しか生じない事例との比較、⑦法益侵害の態様と損害算定の違いなど、多様な観点からこれを論証してきた（最終準備書面第2分冊24～28頁）。ここではさらに、故郷喪失損害（慰謝料）と避難慰謝料というそれぞれの損害は、侵害の意味という基本的な点において、その性質が異なることを指摘する。

上記のように原判決が、「故郷喪失慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定」したのは、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を基礎付ける事情が「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」と考えたことが大きな理由となっていると考えられる。

たしかに、原判決の指摘するように、避難慰謝料を基礎づける著しい

日常生活阻害の有無や程度を判断するためには、避難前の生活状況と対比することが有益だという面はある。しかし、だからといって、避難生活により受けた損害と避難前の故郷での暮らしを失った損害とを併せて慰謝料の額まで認定する必然性はない。むしろ、避難生活によって発生した損害（慰謝料）と故郷を失って受けた損害（無形の損害を含む慰謝料）とは、前者が、本件事故により新たに生じた損害であるのに対し、後者は、本件事故により失われたもの（損失）を損害と捉える（あったものがなくなった）ものであって、質的に異なるものである。両者の違いを図で示すと、次のイメージとなる。



上図は、本件事故前は享受できていた包括的な地域生活利益が、本件事故によりはく奪されたことで、ゼロになったことを意味するとともに、本件事故前は受けていなかった新たな損害が、避難生活により生じたことを意味している。前者は故郷喪失慰謝料であり、後者は避難慰謝料のことである。このように、両者は侵害の意味という点において、質的にも全く異なる被害をあらわすものである。ところが、異なる内容の損害を併せて算定評価しようとすれば、その評価は不完全なものにならざるを得ない。

(3) 損害評価のあり方

－ 1 個の事実から生じる複数の権利侵害と被害

原判決は、上記のとおり、「郷喪失慰謝料と避難慰謝料を基礎付ける事情が「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」という理由で、この両者を個別に評価することを回避している。

確かにこの 2 つは、同一の人格における、同じ職業、同じ家族、同じ人間関係に関わる 2 つの損害であるから、関連することは当たり前である。しかし、ここで検討されるべきは、そのような同一人において生じている法益侵害及び被害の意味の相違なのである。「関連する」損害である以上、それぞれの評価のあり方が曖昧であったり不適切であれば、評価の重複という事態も生じ得る。しかし、それぞれの侵害が意味するところを正確に評価する限り、そのような誤りは生じ得ないし、むしろ適切な損害評価が可能になる。

例を挙げるならば、本件事故前の生活において積み重ねていた職業生活を失ったという損害と、避難先において失業者として無為な毎日を送ることの苦痛は、事実としては表裏をなす 1 つの経過である。しかし、その主体たる原告が受けている侵害、打撃の意味は、同じではない。前者は、それまでの地域社会における生活の中で実現し、包括的生活利益の一部として享受していた価値を喪失したことが内容である。地域における人的な関係の中で確立した信用と実績がもたらす安定的な収益という経済的価値。こうした職業的営みが、日々の努力によって実現しているという充実感、さらにはこうした職業生活が、自分の長年の努力や苦労の結実であるという精神的な価値。これらの無形の財産的価値を喪失したことの経済的損害と、そのようなかけがえのない価値を失ったことによる喪失感という精神的苦痛が、前者（故郷喪失損害）の内容である。

これに対して後者は、避難先における新たな苦痛である。見知らぬ不案内な土地で、働く意思と能力を持ちながら仕事も得られず、先行きの

展望がない無為な毎日を送るしかないという、「失業」を含むところの仮の生活がもたらす不安やストレスという精神的苦痛が、その内容である。

このように「仕事を失った」という点で同じ事実であっても、それがもたらしている損害（その意味する権利侵害の内容）は、全く別の意味を持つ。これを個別に評価し、損害として算定することには何の困難もないし、重複するものでもない。これを重複しているとか、区別が困難だというのは、単に、これら2つの損害の内容を理解できていないだけのことである。

これらが区別できないというのであれば、交通事故事案における傷害による精神的苦痛（いわゆる入通院慰謝料）と、後遺症による慰謝料の区別も出来ないことになりかねない。いずれの被侵害利益も「身体権」であり、同一の人格（身体）に、同じ事故によって与えられた損害である。そして、後遺症すなわち身体の完全な機能の一部喪失という結果は、まさに傷害によってもたらされた事態であり、受傷後の症状固定に至る療養中の期間においては、傷害による痛みや不便や不安と身体機能の故障による不便や不安は、並行して生じている。それでも、傷害そのものがもたらす損害と後遺症がもたらす損害は、その権利侵害ないし被害の内容において区別できるのであり、だからこそ賠償実務上、別個の損害項目として算定することが確立している。

（4）原判決の誤りについて

故郷喪失損害（慰謝料）と避難慰謝料の違いは上記のとおりであるが、以下では、原判決（301頁以降）が「重複している」と指摘する各事情は、意味合いの異なるものであることについて、具体的に指摘していく。

まず、故郷喪失慰謝料の要素である職業生活の喪失と避難慰謝料の要

素である生業・生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）は直接対応しているとの原判決の判断については、前者は長年暮らしてきた場所での職業生活を失ったことで人格形成・発展の場を失ったことが重要であるのに対し、後者は、仕事や趣味などのすべきことがなくなつた事実状態を意味している。

次に、故郷喪失慰謝料の要素である地域生活の破壊（原判決301頁の①）は、主に淡路意見書（甲A146）で指摘している地域コミュニティの5つの機能（無形の財産的利益）を失ったこと及びこれによる精神的苦痛を意味している。

また、故郷喪失慰謝料の要素である自宅・家族生活の破壊（原判決301頁の③）は、故郷で暮らしてきた自宅での暮らしづくりそのものが失われたことによる様々な損害を意味する。先祖代々伝わる自宅や家族で長年暮らしてきた自宅には、それぞれ、様々な歴史や思い出がつまっている。故郷の自宅での暮らしを失うということは、こうした精神的な価値を伴う自分の居場所を失うという意味合いが大きい。

さらに、故郷喪失慰謝料の要素である自然との関わりの享受（原判決301頁の④）は、故郷での暮らしが豊かな自然と共存してきたことを意味している。これにより、生活の物理的な豊かさのみならず、人格の形成、発展という無形的な利益の享受を得ていたものである。

そして、精神的なよりどころとしての故郷の破壊（原判決301頁の⑤）は、住民が、当該故郷で暮らすことにより、自分の存在意義（アイデンティティ）や人格を形成・発展させてきたが、それを失うという意味合いが大きい。

このように故郷喪失損害（慰謝料）の要素は、住民自身の存在意義などの人格形成・発展に寄与するという意味合いが強いものである。そのようないわば人の人格形成の基盤となるべき場所・利益を丸ごと奪われた（あったものがゼロになった）というものが、故郷喪失損害である。

これに対し、原判決において、上記の①③④⑤と総合的に対応すると指摘されている、避難慰謝料の要素である避難所の劣悪な環境（原判決301頁の（a））、先行きの展望のなさ等見知らぬ土地での不安（原判決301頁の（b））、家族との別々の避難（原判決301頁の（c））は、これら文字通りの物理的に過酷ないし困難な状況により被害者らが被った損害であって、本件事故により、新たに生じた損害（本件事故により増えた損害）である。

○
このように、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とは明確に異なる。それにもかかわらず、両者の慰謝料額を併せて認定してしまうと、被害の実態を適正に評価できなくなってしまうのである。

第4 故郷喪失損害の内容と評価

1 無形の財産的損害＋精神的苦痛であること

一審原告らは、故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）の内容について、これが精神的苦痛（いわゆる純粋慰謝料ないし狭義の慰謝料）にとどまらず、地域生活利益の喪失による無形の財産的損害を含むことを強調してきた。

○
しかし原判決は、この点についても、一切の分析と評価をしていない。このような判断の欠落は、被害事実に関する当事者の主張を無視したまま判断するものであり、裁量の範囲を逸脱する違法な対応というべきである。実質的にも、損害算定の前提となるべき損害の内容如何という重要な検討対象について評価・判断が脱落したことは、適正な損害評価を実現する上で致命的な問題である。

この損害の内容は、1陣訴訟において繰り返し指摘したとおり、「地域生活利益」の喪失を中心とする、地域における生活と生産の諸条件をなす一切が丸ごと奪われたことであり、農地や家屋などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源な

ど、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」の一切が失われたことを意味する（甲 A267・除本理史意見書）。

人間は、こうした地域における生活と生産の諸条件を基礎として社会関係を取り結び、日常生活を送っている。そのような生産と生活を可能としているのが、「地域生活利益」と表現される諸機能、すなわち①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能等である（甲 A146 淡路意見書、甲 A612・11 頁以下）。

これらの諸機能、諸条件を失うことは、まさに重大な「喪失」であり、甚大な無形の逸失利益（財産的損害）をもたらす。かかる損害（損失）をどのように金銭評価するかが、ここでの重要な論点であり、これが認容額の水準を大きく左右する。

そして、こうした地域社会における諸条件は、長期継承性と固有性という特徴を持つものであり、こうした性質がもたらす「かけがえのない価値」を奪われることは、そこで生活している人々に深い喪失感をもたらす。これが故郷喪失による精神的苦痛の中核をなす（甲 A267）。

2 原判決における判断の脱落と過小な損害評価

このように、故郷喪失損害（慰謝料）とは、無形の逸失利益+精神的苦痛であり、これを単純な純粋慰謝料のみとして評価することは誤りである。しかし、原判決は、この点に関して何の検討も判断も示していない。

上記のとおり、原判決は本件における被侵害利益の内容について検討せず、加えて故郷喪失損害と避難慰謝料を区別して算定することを拒否したのであるが、さらに、故郷喪失損害の内容が如何なる内容・性質を持つのかという判断さえ回避した。しかし、原判決が損害の内容に関する原告の主張に対して何も判断を示さなかった以上、その主張は採用さ

れなかったものと見るほかはないであろう。つまり、原判決は故郷喪失損害のうち「無形の財産的損害」については、損害認定から除外しているのである。

そうすると、原判決が判示した損害算定は、一審原告らの主張を理由もなく排除したまま、損害の一部を判断の対象から排斥し、損害ないし侵害された権利利益の性質と内容を何も示さないまま、金額だけを判示したことになる。

加えて、第6で詳述するように、原判決は一審原告の請求内容（請求方法）について誤解ないし曲解し、請求（主張・立証）した損害の相当な部分（原判決が言うところの「個別損害」）を審理の対象から排除したという。

しかも、その判示するところの「共通損害」と「個別損害」のそれぞれの内容は何も示されていないから、判決自身、そのような実体的区別は出来ていないまま、損害算定に及んだ可能性が濃厚である。かかる損害評価に合理性・妥当性が備わっているはずがない。

よって、原判決の判断には、その適切性に信頼を寄せるることは不可能であり、むしろ決定的な誤りに陥っていることが推認されるから、審理のやり直しが必要である。

3 包括的損害把握の必要性

以上に加えて、一審原告らは本件における損害内容の理解と評価について、これを包括的に把握して評価すること（包括的損害把握）の必要性を述べてきた。避難慰謝料についても故郷喪失慰謝料についても、そこで生じている多面的・複合的な多様な内容を包摂する多数の被害事実（評価根拠事実）の集合体を個別ばらばらに観察するだけでは、その侵害の全体的な評価は実現しないのであり、これらが相互に関連し合って甚大な被害を形成していることを、包括的に把握したうえで金銭評価し

なければならないのである。

そして、このように共通して生じている損害を括り出して把握する包括的損害把握によって、このような相互に関連し合う多数の被害事実の集合である避難慰謝料及び故郷喪失損害が、いずれも原告らに共通する損害であることが理解できる。

しかし原判決は、この点について、一審原告が主張した多数の損害事実（損害を基礎付ける諸事情）を羅列したのみであって、これらをどのように把握するべきかについて検討していない。すなわち、列挙された多くの事実が相互に関連し合って、どのような被害をもたらしたのか、そしてそれがどの程度の侵害として評価されるべきであるかの内容に関し、一切の検討と判断を示していない。また、このような損害把握の上で、個別の損害立証がどのように評価されたのかも、不明のままである。

この点においても、原判決の損害評価が、損害の内容と程度を適切に評価できず、不当に低い損害算定をしていることは疑いない。

4 指針等には故郷喪失損害が含まれていないこと

これらの理解の上で、ここでも指針等の内容ないし特徴が、十分に検討されなければならない。

上記のとおり指針等は、政府の設置した機関が策定するものである以上、賠償額を制約する要因を持っている。特に、上記の③「公共政策的」観点からの制約要因は、賠償の対象たる損害について、抑制的・制限的に働くを得ない。

すなわち、「地域の復興スピードの加速・推進」や「早期帰還」や被害地域での「就労」の推進を意図するならば、復興政策をも担っている政府としては、当該地域の「諸機能」や「生活と生産の諸条件」が破壊され、あるいは長期的に棄損しているという否定的な事態を認めたくない

い。そこで、そのような内容の損害は「最小限の損害」としても認めにくいという「公共政策的」判断が働く。これは、政府の機関である原賠審の性格から避けられない「限界」であったことは、容易に想像される。それ以上の部分は、司法的救済に委ねられたのである。

また、上記④の「財政・予算的制約」からも、莫大な金額に上る「故郷喪失損害」を指針として規定することには、大きな抑制が働くことであろう。

これらの結果、指針等における避難慰謝料には、故郷喪失損害（無形の逸失利益）は含まれていないのである。実際、中間指針をはじめとする指針等を精査しても、月額10万円の支払い（いわゆる「避難慰謝料」）は、「避難生活による精神的損害」、であり「日常生活阻害」に対する慰謝料であるという以外の内容は述べられておらず、そこには「故郷喪失損害」にあたる支払は含まれていない。

しかし、裁判所による司法判断において、そのような意味での政策的ないし財政的要因を、裁判規範として考慮することは誤りであり、むしろ裁判所としては、指針等が射程に入れていない故郷喪失損害を、新たに正当に評価して、算定し直す必要がある。

原判決は、そのような位置づけを自覚することなく、「包括的・総合的に」な評価であるとして、算定の根拠も内容も示さず、結論（金額）だけを示した。ここでも、原判決の損害認定が不十分・不完全なものであることが明らかである。

5 るべき故郷喪失損害の評価

以上のとおり、本件における「故郷喪失損害」は、

- i) 純粹慰謝料（精神的苦痛）だけではなく、無形の財産的損害を含むこと。
- ii) その基礎となる多様な被害事実を、包括的損害把握によって、適切

に評価する必要があること

- iii) 指針等が定めている月額 10 万円の支払（避難慰謝料）には、故郷喪失損害は含まれていないこと
- iv) 避難慰謝料とは別の損害要素であること

が認められる。

それにもかかわらず、原判決は、これらの原判決に影響を及ぼす重要な事情を斟酌せず、故郷喪失損害の性質や内容についての検討・評価はおろか、避難指示解除の時期や帰還の有無という基本的な差異や、各一審原告の個別事情の違いなどの検討を全て捨象して、漫然と一律 150 万円ないし 70 万円の慰謝料の増額を命じたのである。

しかし、後述するとおり、避難指示が解除されても、実際にはほとんどの一審原告は帰還しておらず、今後も帰還の可能性は乏しいという事実が認められるのだから、「故郷喪失」（すなわち地域生活利益の喪失）という無形の損害は、避難指示の解除や帰還によって解消せず、永続的に（ないし不確定的に今後も長期継続する状況で）発生している。それにもかかわらず、避難指示解除の有無、時期、帰還の有無、時期を区別しないで同一の慰謝料を算定することは不可能なはずである。これらの判断をすべて放棄して、理由を述べずに一律の損害額を認めた原判決には、損害算定における合理性が欠落している。

他方で、広野町や川内村などの救急時避難準備区域においても、後述するとおり、その避難指示が解除された後長期間が経過しても、住民の帰還は進まず、「故郷喪失」（すなわち地域生活利益の喪失）という事態が居住制限区域や避難指示解除準備区域と同様に継続している状況であった。そうでありながら、その損害金額を 250 万円とし、後者の 1000 万円との間に著しい格差を設けたことにも、合理的な説明がつかない。

なお今後、一審原告らが主張してきた故郷喪失損害に含まれる無形の逸失利益、すなわち地域生活利益の喪失による損害について、これまで

の主張に加えて環境経済学、環境社会学、環境心理学などを踏まえた主張を補充する予定である。

第5 避難慰謝料

1 考慮要素と金額とのバランス欠如

原判決は、一審原告らが主張した被害像（避難慰謝料に関する種々の要素、故郷喪失あるいは故郷変容に関する種々の要素）を相応に認めたものの、慰謝料認容額は、中間指針等の枠を若干上回った程度に過ぎなかつた。

しかし、中間指針等によって考慮されている慰謝料要素の内容（質および量）は、上記の要素の内容を下回る「日常生活阻害慰謝料」「見通し不安に関する慰謝料」「生活費増加分」「（帰還困難区域のみ）帰還困難慰謝料」であることは、複数の民法学者や環境経済学者らによって指摘されているところであり（甲A267など）、それを踏まえると、原判決の認容額は低額である（考慮要素の質・量と金額とのバランスを欠いている）と言わざるをえない。

2 日弁連提案による慰謝料増額事由の検討

（1）内容

日本弁護士連合会は、2015年に、「慰謝料額算定ルールに関する提言（案）」（以下、「日弁連提言案」）をまとめた（甲A618）。この提言案は、シンポジウムや決議等において慰謝料額が低過ぎると繰り返し指摘され、弁護士アンケート結果においても47.8%が慰謝料額（精神的損害）は「低い」と回答しているなどの結果を踏まえ、慰謝料増額のための考慮要素を法文上明確化しようというものである。具体的には、過去の裁判例を分析し、以下の13の要素を、慰謝料増額の考慮

要素としてあげている。

- ①侵害者の行為に故意又は重大な過失が認められるとき
- ②侵害行為に計画性が認められるとき
- ③侵害行為の動機が悪質と認められるとき
- ④侵害行為に至る経緯又は侵害行為の態様が悪質と認められるとき
- ⑤侵害行為が反復継続され又は長期間に及んだとき
- ⑥侵害行為後の侵害者の行為が悪質又は不誠実と認められるとき
- ⑦侵害行為により生じた結果に至る経緯が悲惨であるとき
- ⑧侵害者が日常生活又は社会生活を営む上で侵害行為を回避することが困難と認められるとき
- ⑨侵害者と被害者との間に信頼を基礎とした人的関係があり、それが毀損されたとき
- ⑩被害者の重大な人格的利益が侵害されたとき
- ⑪被害者の重大な（自己実現の機会／将来の具体的な選択の機会）が失われたとき
- ⑫被害者に重大な精神的後遺障害が残ったところ
- ⑬被害者の生活の基盤が破壊されたと認められたとき

（2）本件事故への当てはめ

①侵害者の故意重過失

本件事案に該当する。まさにこの間、一審原告らが綿密に主張及び立証してきた、一審被告による津波対策の懈怠、地震対策の懈怠、S A 対策の懈怠 被水対策の懈怠等である。一審被告の過失は決して単なる過失にとどまるものではなく、故意であると評価し得るか、もしくは少なくとも重過失であると言うべき非難性の高い行為である。

③動機の悪質性

本件事案に該当する。一審被告は、原発稼働の危険性、特に原発事故

の不可避性と事故が発生した場合の結果の重大性を認識していた。にもかからわず、国は積極的に原発稼働推進政策を推し進め、一審被告も積極的にそれに荷担してきた。中でも、一審被告は、安全性の確保やそのための議論を阻害してでも、経済性優先の事業を進めてきた。

この点につき、国会事故調は、冒頭にて次のように述べる。

「当委員会の調査によれば、東電は、新たな知見に基づく規制が導入されると、既設炉の稼働率に深刻な影響が生ずるほか、安全性に関する過去の主張を維持できず、訴訟などで不利になるといった恐れを抱いており、それを回避したいという動機から、安全対策の規制化に強く反対し、電気事業連合会（中略）を介して規制当局に働きかけていた。

このような事業者側の姿勢に対し、本来国民の安全を守る立場から毅然とした対応をすべき規制当局も、専門性において事業者に劣後していたこと、過去に自ら安全と認めた原子力発電所に対する訴訟リスクを回避することを重視したこと、また、保安院が原子力推進官庁である経産省の組織の一部であったこと等から、安全について積極的に制度化していくことに否定的であった。

事業者が、規制当局を骨抜きにすることに成功する中で、『原発はもともと安全が確保されている』という大前提が共有され、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような意見や知見、それを反映した規制、指針の施行が回避、緩和、先送りされるように落としどころを探り合っていた。」（甲A 1、国会事故調報告書 11頁～12頁）。

④経緯又は態様の悪質性

本件事案に該当する。国会事故調は次のように指摘した上で、「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視。監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、

今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である。」(甲A 1、国会事故調報告書 10~12 頁)と述べる。

「事故の根源的な原因は、東北地方太平洋沖地震が発生した平成 23 (2011) 年 3 月 11 日(中略)以前に求められる。当委員会の調査によれば、3. 11 時点において、福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態であったと推定される。地震・津波による被災の可能性、自然現象を起因とするシビアアクシデント(過酷事故)への対策、大量の放射能の放出が考えられる場合の住民の安全保護など、事業者である東京電力(中略)及び規制当局である内閣府原子力安全委員会(中略)、経済産業省原子力安全。保安院(中略)、または原子力推進行政当局である経済産業省(中略)が、それまでに当然備えておくべきこと、実施すべきことをしなかった。」(甲 A 1、国会事故調報告書 10 頁)。

「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働くかない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電気事業者の「虜(とりこ)」となっていた。その結果原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」(甲 A 1、国会事故調報告書 12 頁)。

これら国会事故調の冒頭に書かれた部分は、「結論」と題する項目に

あり、本件原発事故に至るまでの経緯や一審被告らの対応について、厳しく非難したものに他ならない。

⑥ 侵害行為後の侵害者の行為の悪質性又は不誠実性

本件事案に該当する。国会事故調は、一審被告東電の事後行為についても、次のように非難する。

「本事故発生後における東電の情報開示は必ずしも十分であったとはいえない。確定した事実、確認された事実のみを開示し、不確実な情報のうち特に不都合な情報は開示しないといった姿勢がみられた。特に2号機の事故情報の開示に問題があったほか、計画停電の基礎となる電力供給の見通しについても情報開示に遅れがみられた。

当委員会は、規制された以上の安全対策を行わず、常により高い安全を目指す姿勢に欠け、また、緊急時に、発電所の事故対応の支援ができない現場軽視の東京電力経営陣の姿勢は、原子力を扱う事業者としての資格があるのか」との疑問を呈した(略)。(甲A1、国会事故調報告書18頁)。

さらに、その後も国は、合理的な根拠なく、かつ住民に対する十分な説明もなく、避難指示(避難等対象区域)の設定や変更を継続し、しかもその区域分けを利用した避難者支援政策、除染政策、賠償方針の決定等を推し進めた。賠償方針についても、一審被告国である原子力損害賠償紛争審査会は、避難指示区域に応じた賠償方針(中間指針及びその追補)を策定した。しかも、一審被告がこれに追随する形で賠償金支払いを進めたため、避難指示区域によって住民の受ける賠償金額が大きく異なり、住民同士の不公平感や感情的対立を各地で招く深刻な事態となっている。

⑦ 結果に至る経緯の悲惨さ

本件における「結果」を、現時点における状況(典型的には避難先で住宅を購入して生活している場合)と捉えると、そこに至る経緯は、正

に悲惨であった。すなわち、本件事故直後は、恐怖におののきながら、着の身着のままで、突然の避難を強いられ、とりあえず辿り着いた体育館など避難所では、食料も少なく、寒さに震えながら、プライバシーもない空間で過ごさざるを得なかつた。

仮設住宅や借上住宅に移っても、狭い部屋の中で、先の見えない不安を抱え、毎日やることがない苦痛も抱え、避難者に向けられた様々な偏見や嫌がらせに耐えながら、息をひそめて生活せざるを得なかつた。この避難過程において、家族がバラバラになつたり、ペットを置いていかざるを得なかつたり、仕事を失つたり、治療が受けられず持病が悪化したりするなど、ひとつを取り出しだけでも重大なストレスを、複数かつ連続的に被ることになった。

これは、自死事件原判決が、「(一審原告が遭遇した) ストレス要因は、どれ一つをとっても一般人に対して強いストレスを生じさせると客観的に評価できるものである上に、日常生活において経験することも滅多にない稀な出来事であるといえ、(一審原告) 自身も本件事故前には全く予期していなかつたものと推認される。予期せずに、そのような強いストレスを生む要因たり得る出来事に、短期間に次々と遭遇することを余儀なくされることは、健康状態に異常のない通常人にとっても過酷な経験となるであろうことは容易に推認できる」(甲B16・82頁) と述べて、自死と避難生活との相当因果関係を認めたことからも明らかである。

⑧被害者の回避困難性

一審原告らが、本件事故を事前に予測したり、避難生活や故郷の喪失を回避したりできなかつたことは、明らかである。

⑩被害者の重大な人格的利益の侵害

本訴訟において繰り返し主張立証しているように、本件事故によつて、一審原告らは、「包括的生活的利益としての平穏生活権」を侵害さ

れており、正に重大な人格的利益の侵害である。

他の集団訴訟原判決においても、避難者が重大な人格的利益を侵害されたことは、様々な視点から認定されている。たとえば、小高原判決（154頁以下）では、次のように、述べている。

「本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、概ね予測可能なものであつて、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することを可能としているものである。したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、その者的人格への侵害が一定以上に達したときは、従前属していた本件包括生活基盤において継続かつ安定的に生活する利益（以下、「本件包括生活基盤に関する利益」という。）を侵害されたものと解することが相當である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解される。」

⑪被害者の重大な自己実現の機会の喪失

一審原告らにとって、事故前の生活において、豊かな自然環境を背景として、家族、親戚縁者、地域コミュニティーの一員として、農業をはじめとするそれぞれの生業を営み、子どもたちを地域ぐるみで育て、穏やかな自給自足の生活を送り、このような生活を次世代に引き継いでいくことは、個々人にとって生きがい・やりがいであって、重大な自己実現の場でもあった。ところが、本件原発事故によって、一審原告らの重大な自己実現の機会が強制的に奪われてしまった。

⑫被害者の重大の精神的後遺障害

準備書面（197）、準備書面（288）等によって種々の統計データや一審原告本人らの供述などに基づいて主張立証したとおり、多くの一審原告らは、不眠や抑うつなどの精神的不調を訴えており、これは、本件事故から7年以上経過しても回復していない（避難生活長期化によって、むしろ精神状態は悪化しているともいえる）。

このように、長期間に渡り精神的不調を抱え、改善の見通しが立たないことは、「重大な精神的後遺障害」が生じているといえる。

⑬被害者の生活基盤の破壊

一審原告らは、それぞれの環境や境遇に応じて、自分たちの意思でそれまでの家族生活、職業生活、地域生活等を築き上げ、かつ平穏に過ごしてきたものであるが、本件事故に基づく長期避難によって、その基盤ごと根こそぎ奪われた。すなわち、何世代も同居し、近隣の親類縁者と助け合い、親密な地域コミュニティを築く中で、農業、漁業、林業、釣り、海水浴、キノコ狩りなど自然との共生生活を送り、かつ自然の恵みを享受してきたものであるが、本件事故によって、これらすべての基盤を失ってしまった。

この点について、自死事件原判決も、「(一審原告は) 家族形成の基盤でありまた地域住民とのつながりの場としての自宅、自宅での家族の共同生活そのもの、地域住民とのつながりそのもの等、生活の基盤ともいいうべきもの全てを相当期間にわたって失ったと認めるのが相当である。」（甲B16・63頁）と同様の判断をしている。

3 身体状態、精神状態悪化の考慮

一審原告らは、避難慰謝料の考慮要素として、身体状態の悪化および精神状態の悪化をあげて主張立証したが、原判決（324頁）は、「避難生活による健康状態の悪化等は、「生命・身体的損害の額を算定するに当たって

考慮される事情であって、避難慰謝料の額を算定するに当たって、少なくとも直接的にしんしゃくすべきではない」と判断した。

しかし、一審原告らの主張は、医師により診断書が発行されるなど明確な疾病に罹患した場合には、それに関する入通院慰謝料や通院費用など関連費用の賠償を別途求める（訴訟物から外す）というものであって（準備書面（287）参照）、その原因となる身体的および精神的ストレスに晒されていることまでも訴訟物から外す（慰謝料の考慮要素から外す）というものではない。訴訟内外での一審原告ら代理人と裁判所との議論においても、そのように確認されたはずである。

準備書面（197）、準備書面（288）等によって種々の統計データや一審原告本人らの供述などに基づいて主張立証したとおり、一審原告らを含む避難者は、たとえ生活習慣病やうつ病等精神疾患など重大な疾病を明確に発症していないとしても、その予備軍とも言える程の過酷な身体的および精神的ストレスを等しく被っていることが、合理的に推測される。言い換えれば、一般人・通常人を基準とすれば、本件事故による避難生活の身体的および精神的ストレスは、生活習慣病や精神疾患をいつ発症してもおかしくない程の強度なのである。

この身体的ストレスおよび精神的ストレスを、本訴訟における避難慰謝料の要素として考慮しないとすると、不合理な結果を生じることになる。すなわち、同じストレスを受けたとしても、疾病を明確に発症した者は「生命・身体的損害」として賠償される一方で、明確に発症しなかった者は何ら賠償を受けられることになる。

したがって、一審原告らが疾病を発症してもおかしくない程の過酷な身体的ストレスおよび精神的ストレスを受けていることは、「避難慰謝料の額を算定するに当たって、直接的にしんしゃくすべき」事情なのである。

第6 請求方式に関する誤り

1 包括一律請求ではないこと

請求方式について、原判決（299頁以下）は、「本件訴訟においては、一審原告ら各自が受けた個別的・具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害のうち一審原告ら全員に共通する被害、すなわち、一定限度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形、無形の損害および精神的苦痛について、各自につきその限度で①故郷喪失・変容慰謝料及び②避難慰謝料という形でその賠償を求めているものと解される。」と判断した。

しかし、請求方式について、一審原告らは、従来型の包括一律請求との違いなどを主張したものの、「共通部分のみ請求して個別的・具体的被害の全部について請求しない」と主張したことはない。原審における裁判所からの、「損害の共通部分を括り出して、「一律一部請求」するという意味に関する求釈明に対しても、「各原告の慰謝料総額のうち金額面にのみ着目して内金請求をする」趣旨であると回答しているのであって（準備書面15の1）、共通部分以外を請求しない（放棄する）などと主張したことはない。

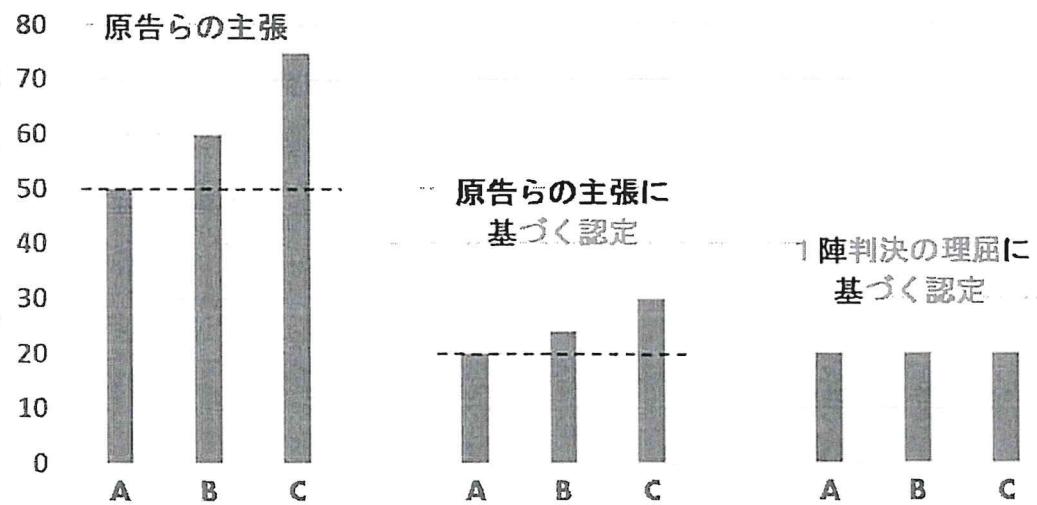
一審原告らが求めていた「一律一部請求」の趣旨は、過酷な避難生活や故郷喪失といった被害実態に照らせば、避難者に対する共通被害として、原則上、少なくとも中間指針を超える賠償が全員に認められるべきであり、それに加えて、個々の事情を踏まえた増額加算が（請求金額の範囲内で）なされるべき、というものである。

避難慰謝料を例に挙げるならば、その精神的苦痛は、年齢、家族構成、避難先住居など個別事情が影響するため、損害総体は、厳密には一審原告毎に異なるものの、共通する要素、内容も広く認められる。そして、この共通部分とは、①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④仕事の喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士の軋轢、⑦身体状態の悪化、⑧精神状態の悪化などの事情であり、これらの諸

事情が、多くの一審原告に共通して認められるのである。そして各一審原告には、さらに損害を一層深刻にさせる個別事情もあるところ、一審原告らはこれらの事情についても十分に主張・立証してきた。

以上について、例を用いて図解すると、一審原告A、一審原告B、一審原告Cは、それぞれの個別事情に鑑みれば、月額50万円、60万円、75万円の慰謝料が相当であって、最低限の損害額である50万円を一律一部請求する、というのが一審原告らの主張である（図の左）。

一方、裁判所の損害評価において、個別事情を捨象した認容額（最低限の認容額）の金額が月額50万円を下回った場合（たとえば月額20万円の認定であった場合）、一審原告A、一審原告B、一審原告Cの損害評価額は、それぞれ月額20万円、24万円、30万円となる原判決を求めているのである（図の中央）。



ところが、原判決の考え方によると、一審原告B、一審原告Cは、月額20万円を超える部分を、あえて放棄したことになる（図の右）。しかし、一審原告らの合理的な意思解釈としても、個別の加算事情を考慮しなくて良い（個別の増額加算分は放棄する）などと主張するはずがない。

この点について、前橋原判決（185-186 頁）は、原判決とは対照的に次のように判断しており、本件一審原告らの合理的な意思解釈にも合致するものである。

「一審原告らは、本件訴訟において、一審原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害の算定を求めており、すべての一審原告あるいは一定のグループに属する一審原告に共通する最低限の請求を求めてはいないから、一審原告らが 137 名と多人数であるからといって、共通損害を捉えて損害額を最低線に抑えたり、控え目にしたりする（ハンセン病熊本地裁原判決参照）理由はない。一審原告らは、全員につき慰謝料として 2000 万円のうち 1000 万円の請求をしているが、それは、個々の一審原告の被害の実相をありのまま捉え、具体的な事情を捨象せずにできる限り斟酌すると、その評価は概ね同額となると考えて請求したものであって、「一律請求」をしているわけではない。」

また、一審原告の数が多いことは、共通部分のみ認定することの合理性を肯定する要素とはならない。前記の前橋原判決のほか、千葉原判決、首都圏原判決においても、数十人が一審原告となっており、本件と同様に「一律一部請求」をしているが、各原判決では、一審原告毎の慰謝料額が認定されている。

2 包括請求の意味

（1）「包括請求（方式）」ではないこと

上記のとおり、一審原告らは「包括（一律）請求方式」ないし「包括請求」を採用しているものではない。

この点、確かに一審原告らは、審理の当初においては「包括請求方式」ないし「包括請求」という用語を用いていた経緯があるので、原審裁判所に誤解を与える、これを払拭できないまま結審してしまったのかもしれない。

しかし本件は、多くの公害訴訟の歴史の中でも、おそらく初めての形態・

内容を持つ訴訟であり、請求方式に関しても、一審原告らは従来の典型的な公害訴訟における成果といえる法理論を継承しつつ、本件に適合するよう修正したあらたな理論（請求方式）を模索・確立して、推移してきたことを理解して頂く必要がある。

そして、こうした推移の中で、一審原告らは早い時期において、本件の請求は典型的公害事件における伝統的な「包括請求（方式）」ではなく、いわば「部分的な包括請求」であることを示してきたこと。その意味は、財物損害や逸失利益などをも包括する、従前の人身被害型の典型公害における請求方式とは異なり、本件では財物損害や逸失利益（休業損害など）を別途に請求するものである。そして、本件での2つの慰謝料は、いずれも、狭義の慰謝料（精神的苦痛に対する賠償）と無形の財産上の損害だけを含む「広義の慰謝料」の請求だということである。これらは、あくまで（広義の）慰謝料請求であって、財物や休業損害などの有形の財産上の損害まで包摂する「包括請求」ではない。

（2）本件における「包括損害」ないし「包括慰謝料」

他方で、一審原告らは本件において、「包括損害」ないし「包括慰謝料」を請求しており、この点を強調してきた。これらの用語の類似性が、ここでも、裁判所の誤解を誘発したものとも考えられる。

ここで一審原告らが主張している「包括損害」の意味は、損害の包括的な把握（包括的損害把握）によって被害実態を理解ないし捉えることの必要性である。上記のように、「故郷喪失損害」や「避難慰謝料」という多様な内容を包摂する多面的・複合的な被害事実の集合を、損害として法的に評価するためには、これらを包括的な「共通損害」として括り出して把握する必要がある。そこで必要なのが、「包括的損害把握」という評価方法=損害事実の評価の仕方であり、そのような損害把握による請求ということである。すなわち、各原告らに生じている様々な損害事実（損害の要

素たる諸事情=評価根拠事実)を、個別ばらばらに捉えては損害の実態を正しく理解・評価することはできないのであり、これらをその内容の特質を捉えて把握し、「避難慰謝料」と「故郷喪失損害(慰謝料)」に2分した上で、それぞれの多様な損害事実が意味する内容を包括的に評価して、算定することを求めたものである。

また、このことが次項の「共通損害」という概念の意味・理解に大きく関わっている。

3 共通損害の意味

(1) 原判決の述べる「共通損害」

ア 共通損害と個別損害

原判決は、一審原告らに生じている様々な被害(すなわち一審原告らが主張・立証した多様な損害事実)を、一審原告の全員が共通して被っている被害と、それ以外の被害という2種類を想定して区別し、前者を「共通損害」と呼んで、一審原告らはそのような損害だけを請求しているものと判示した。しかし既に述べたとおり、一審原告らはそのような主張・請求はしていない

上記の反面として原判決は、「避難慰謝料」と「故郷喪失損害(慰謝料)」のそれぞれについて、上記の意味での「共通損害」以外の被害である「個別損害」なるもの、すなわち一部の一審原告だけが被っている様々な被害を想定している。この個別損害はおそらく多様なものであり、かつそれぞれの被害について、複数の一審原告が損害を受けているという想定であると思われるが、いずれにしてもこれらを「個別損害」として把握し、これらについては請求されていないものとして損害認定の対象から排斥したことになる。

イ 原判決の認定事実

ところで、この原審裁判所の理解において「共通損害」とされる損害事

実（あるいは「個別損害」とされた損害事実）が、具体的にどのような内容のものであるかは、原判決には全く判示されていない。しかし、原判決は、一審原告らの受けた損害に対する賠償である避難慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料について、これらを基礎付ける事實を、別紙7「一審原告各論 一審原告らの被害の概要」のとおりであると認定しているのだから（219頁）、ここに原告ごとに記載されている多様な事實（以下「認定事實」という）が、それぞれの「共通損害」及び「個別損害」の内容をなすはずである。

さらに、原判決は避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を包括的・総合的に評価するとした上で（304頁）、それぞれの慰謝料の「要素」となる事情に関し、故郷喪失・変容慰謝料については306頁から311頁において、避難慰謝料については311頁から314頁において、まさに多様かつ多数の事實を列挙して説示している。なお、ここでの多数の事實は、原告ごとに判示されているのではなく、「原告ら」全員の損害として列挙されている（損害を基礎付ける事情たる事實であるから、以下「損害を基礎付ける事實」という。）。この多様かつ多数の「損害を基礎付ける事實」のうち、どれが共通損害でどれが個別損害だというのかも、全く判示されていない。

ウ 原判決の意味の想定

避難慰謝料を例にとると、上記のとおり一審原告らは避難生活における精神的損害の要素として、避難先住居での生活の限界など、①～⑧の8つを主張した。これらは、避難慰謝料を基礎付ける評価根拠事實を、抽象的化した命題によって分類（項目化）したものであり、それぞれの項目の中に、具体的で多様な多数の評価根拠事實が含まれていることになる（上記の「損害を基礎付ける事實」は、この評価根拠事實の典型例を要約したものの例示であると解される。）。

原判決が「共通損害」というものが、このような構造をなす損害事実のうち、どういうものを指すのかを解明する必要があるが、例えば①から⑧

のうち、全部の一審原告に当てはまる損害要素は①と②だけであり、③～⑧は一部の一審原告だけにしか該当しないから個別損害に過ぎないという意味なのか、それとも①～⑧の項目の内容をなす個別の評価根拠事実の中に、それぞれ共通損害と個別損害があるという意味なのか、あるいはいずれも当たっていないのか、全く不明である。

このように、原判決が判示した「共通損害」と「個別損害」という概念は、一審原告らにとって、その意味が不明である。しかし、少なくとも一審原告らは本件の損害についてそのような2分法による請求方法を採っていないから、一審原告の主張（請求内容）と裁判所の理解には齟齬があり、原判決は不当にも、一審原告らが主張した甚大な損害事実のうちの相当な部分を勝手に排斥して、残りの部分だけについて損害を認定したことになる。そのために原判決が認定した損害金額は、本来の損害額よりも不當に低額となった。

（2）一審原告らの主張の意味

以上に対して、一審原告らの主張において用いられている「共通損害」という概念は、これとは全く異なる意味である。

ア 「共通損害」の意味

ここで「共通損害」という場合の「損害」は、避難慰謝料を例にとるならば、「避難慰謝料」という損害要素（いわゆる「規範的事実」である）を基礎付ける個々の評価根拠事実ではなく、これらを包括的に理解することによって把握される「避難生活における日常生活阻害による精神的苦痛」という、広い概念を指している。

もう少し具体的に説明するならば、一審原告は、避難生活における精神的損害である避難慰謝料における被害は、少なくとも以下の①～⑧の要素を含んでいるものと主張している。

① 避難先住居での生活の限界

- ② 見知らぬ父での生活上の不安
- ③ 被ばくによる不安・差別
- ④ 仕事の喪失
- ⑤ 家族の離散
- ⑥ 被害者同士の軋轢
- ⑦ 身体状態の悪化
- ⑧ 精神状態の悪化

これらは、避難慰謝料を基礎付ける多様な評価根拠事実を、抽象的化した命題によって分類（項目化）したものであり、それぞれの項目の中に、具体的な多数の評価根拠事実が含まれていることになる。そして、これらの具体的な内容となる個別の諸事情（評価根拠事実）は、生活の全般に渡る多種多様な事実であり、無限にもわたる広がりを有する。「避難生活による精神的損害」の内容をなすこれらの多数の被害事実は、生活全般の中で関連し合っており、上記①ないし⑧として整理される損害の要素もまた、相互に影響し、関連し、絡まり合って現れる。

一審原告ら被害者は共通して、この①ないし⑧の要素となるような多様な事実を、それぞれの原告なりに共通して体験している。逆に言えば、一審原告らが共通して被っている様々な多様な損害を分析・整理して、これらの評価根拠事実を抽象的な命題によって分類（項目化）し、「避難生活による日常生活阻害がもたらす精神的苦痛」の要素として抽出したのが、上記の①ないし⑧なのである。「共通する損害を括り出す」とは、そのような意味である。

イ 「共通損害」であっても同一の事実ではないこと

他方で、各々の一審原告らが実際に体験した具体的な事実は、①ないし⑧のいずれの要素においてもそれぞれ異なるのであり、その内容は様々である。さらには、一審原告によっては、①ないし⑧の全部を体験しているのではなく、その内のいずれかをほとんど被らずに済んでいる者もいるか

もしれない。つまり、文字通りの意味で、全ての一審原告が、これら①ないし⑧の全部を網羅的に被っているのではない。さらに、①ないし⑧の要素の内容をなす個別の事情（評価根拠事実）は、無限の広がりと個別性を持つのであり、一審原告らはそれぞれ区々の体験をしている。

こうした個別性は当然存在するとしても、上記①ないし⑧の要素は、ほぼ全ての一審原告らが共通して被った損害であり、一審原告らはこれを、損害の「共通部分」を抽出して括り出した、すべての原告に「共通する損害」として主張してきた。すなわち、包括的損害把握によって評価・理解される、このような①ないし⑧の要素（その内容である様々な事実）、そしてこれらによって基礎付けられる「避難生活における日常生活阻害による精神的苦痛」が、全ての一審原告にとっての「共通損害」である。

逆に言えば、上記の①ないし⑧という各要素や、さらにその内容をなす個別の事情（個別の評価根拠事実）が、共通損害の内容となる訳ではない。

ウ 包括的損害把握の意義

なお、このような損害評価は、上記のとおり、「包括的損害把握」によってこそ十分な評価が可能となる。すなわち、各一審原告には個別性があるとしても、上記のとおり、各一審原告らに生じている様々な損害事実（①ないし⑧の要素、さらにはその内容たる諸事情）を個別ばらばらに捉えては、避難生活による精神的苦痛という損害の実態を正しく理解・評価することはできないのであり、これらの多様な損害事実を包括的に評価することが必要だということである。

そのような包括的損害把握によって損害を捉えるならば、個別の一審原告において、その被った被害が上記のすべての要素を含んでいなくとも、本件における「避難慰謝料」という共通の損害を基礎付ける被害としては欠けるところはない。これが、「共通損害」の意味するところである。

同様に、それぞれの要素における被害の程度も被害者ごとに異なるはずであるが、被害を包括的に把握して評価する限り、その被害の程度は、全

ての一審原告において最低月額 50 万円を下回らないのであって、一審原告らはそのような実態を、「新たな経験則」として主張・立証してきた。

従って、一審原告らの請求においては、避難慰謝料を基礎付ける全ての事実について、これを月額 50 万円の範囲内で、請求している。一審原告らの人格や生活にそれぞれの個性がある以上、その被った損害の程度は全く同一ではないが、一審原告はそうした個別性のある損害を全部包括して、全生活的・全人格的な内容を持つ共通損害として把握している。避難慰謝料については、そのような包括的損害把握による共通損害の金銭評価として、少なくとも月額 50 万円を下らないという意味である。

こうした意味における共通損害を超える損害が、特定の一審原告らにおいてさらに認められるとすれば、それは損害の「程度」として、避難慰謝料においては月額 50 万円を超える被害が生じているということである。その上で一審原告らは、本件集団訴訟の趣旨に鑑みて、そのような一審原告についても、その一部を一律の金額として請求しているものである。

(3) 「個別損害」の意味

一審原告らが主張する「共通損害」とはこのような意味であるから、これと対置される「個別損害」というものは存在せず、かような概念を一審原告らは想定していない。

従って、原判決が述べる「個別損害」とは、本来「共通損害」に含まれている損害事実であり、これを具体的であれ観念的であれ、除外することは誤りである。原判決は、一審原告らの主張を曲解して、独自の理屈を講じて一審原告らが主張した損害事実（それは、原判決が認定した損害事実でもある）を損害認定の対象から排斥したのであって、極めて不当なものである。

4 損害の個別性を無視した上での「低額一律認定」の不当性

原判決は、避難指示解除の時期や、各一審原告が実際に帰還したか否か、さらにはその時期を問わないで一律の損害評価を行っている。このような評価方法に加えて、2つの損害を区別しないという判断が重なったために、各一審原告の避難慰謝料が何時まで算定されるべきかの判断が欠落した。

また、それぞれの一審原告について、故郷喪失損害が不可逆的・確定的に生じているのか、それともある時点まで回復したものと評価しているのかの判断も欠落している。

その結果、結論としての損害額において、著しく低額な一律認定がなされ、その算定根拠すら示されていないのである。

第7 財物損害

1 財物損害総論

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、本件事故により生じた財物損害について、家財道具及び居住用不動産について、新しい土地での再取得価格賠償を求めている。これは、不法行為制度は原状回復を目的とする制度であるところ、本件のように居住地域ごと居住用不動産を奪われた場合には、新たな土地での住まいを再取得することを可能にすることで原状回復が可能になると評価できるからである。

(2) 原判決について

これに対して原判決は、不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、その物の交換価値によって定めるべきであるとし、特段の事情のない限り、それは滅失毀損時の交換価値によるべきであるとした（原判決286頁）。そして、本件における原告らの居住用不動産についても、本件事故

発生当時の対象物の交換価格に基づき、本件事故がなければあったであろう価格と、本件事故により滅失毀損した当該物の価格との差額をもって損害賠償の金額を認定するのが相当であり、これによって被った損害に等しい金銭賠償が得られることになるとした。

さらに原審は、原告らの主張する再取得価格賠償について、当該物の交換価格を超える賠償をするとなれば、被害者は、当該物につき被った損害を超える賠償を得ることになり、かえって被害者が被った不利益を補填して不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする不法行為法の理念に反するとも指摘している。

もっとも原判決は、上記に続けて、避難が長期化するなどして避難先又は移住先で住宅を確保する必要が生じたり、帰還することができたとしても住宅の立替えをする必要が生じたりすることは十分にありうるところ、被害者保護の見地から、その特殊性に応じて財物の交換価値を超える金額につき何らかの賠償をすべき場合があるとしても、それは、どのような損害が本件事故に係る損害賠償を要する範囲に含まれることになるかという問題である、とした。

(3) 原状回復費用を賠償することの必要性と相当性

- ア 居住用不動産も家財道具も、人が生活していく上で欠かせないものである。
- イ 居住用不動産は、その代替性の低さや生活と関連して生ずる場所的限定性によって、再調達が困難なものであり、一般的には、買い換えを前提としない。したがって、本件事故により居住用不動産の買い換えを余儀なくされるということは、単に、予定していたより早い時点での買い換えるというものではなく、本件事故さえなければ不要であった買い換えを迫られるということを意味する。さらに本件事故により、広範囲に居住不可能な状況が生じたために、その周辺地域の適地の不動産価格が上昇しており、本

件事故前の交換価値を前提とする賠償によっては、同程度の不動産を取得するには困難であるという事情が生じている。

ウ 家財道具においても、カビ、湿気・雨漏り・獣害・窃盗被害・自宅立入困難・家屋解体に伴う家財の処分等により、家財のほとんどが物理的、経済的に滅失したため、買い替えを迫られたものである。そして、家財については、そもそも確たる中古市場そのものが存在せず、時価での算定を行えばほとんど無価値になってしまう。

エ この点、原判決は、再取得価格賠償をすることにより、被害者に不当な利益を与えるとの指摘をしている。

しかし、上記のとおり、居住用不動産も家財道具も、中古市場がたとえば自動車等のように十分ではなく、中古市場での原状回復が困難であることから、再取得価格賠償の高度の必要性がある。

また、居住用不動産や家財は、通常は、買い替えや転売を想定しない（あるいは頻繁には買い替えや転売をしない）財物であるから、新しいものを再取得したとしても、それを転売することによる実質的な利得は生じない。

さらに、いわき市等で居住用不動産の値上がりもみられるが、それは本件事故が広範囲にわたる被害をもたらしたことの結果によるものであり、その値上がり部分については、その不動産の有する客観的価値や効用が高まったわけではない。その意味で、仮に、本件事故直前に2000万円の評価額だった居住用不動産の所有者が、同程度の不動産を再取得する際に3000万円を要したとしても、そこでの1000万円の差額は、当該不動産の客観的価値や効用によって裏付けられたものではないのである。このような場合に、賠償権利者に1000万円の不当な利益を与えるといった評価はすべきでない。この理は家財においても同様である。

オ 以上のとおり、本件事故による家財道具及び居住用不動産の損害賠償は、原状回復を達成する観点から、同程度のものの再取得価格賠償をなす高度の必要性があり、かつ、そうするのが相当である。

2 居住用不動産の損害賠償について

(1) 原判決について

原判決は、本件事故により居住用不動産に生じた損害について、居住用不動産に放射性物質が付着したことや、避難指示等の対象区域に所在する居住用不動産の管理が不能又は著しく困難になったことなどにより、居住用不動産の交換価値が喪失し、又は減少したときは、当該不動産に係る交換価値の喪失分、減少分が損害となる、とする（原判決288頁）。

その上で、原判決は、本件訴訟では、個々の不動産について、どれだけの放射性物質が付着したのかによって損害の有無やその額を決するような主張立証がなされているわけではないから、居住用不動産に生じた被害については、主に一定期間にわたる管理不能という側面に着目して、避難指示等の有無等に基づいて類型的に判断するほかないとしている（原判決288頁）。

以上の判示は、本件事故における居住用不動産の損害賠償について交換価値による賠償を前提としたものであるが、交換価値の賠償では、居住用不動産の原状回復には到底及ばないことは既述のとおりである。

(2) 再取得価格賠償の必要性について争いはないこと

もっとも、再取得価格賠償の必要性については原判決もこれを認め、現実にその先のことを考えれば、通常は、その賠償金をもって市場から代替物を購入するなどして対象物と同種同等の物品を所持することができる状況が想定されていると考えられるところ、本件事故に係る影響の広範性や持続性等という特殊性に照らすと、原告らが近傍同種地で従前の居住用不動産と同等の住宅入手することを期待することが困難な事態が生じている（原判決290頁）と指摘し、交換価値の賠償金を充てるだけでは、移住先において新たな居住用不動産を取得するための費用を賄うことができず、原告らの生活を再建するためには、居住用不動産を再取得するための追加的費用を負担す

ることが必要となる（原判決291頁）とした。そして、この問題については、どのような損害が本件事故に係る損害賠償を要する範囲に含まれることになるかという見地から検討すべきであるとしている（原判決291頁）。

このように原判決も、本件事故により居住用不動産に生じた損害について、住宅の再取得のために必要な賠償の必要性については認めていることから、本控訴審においては、居住用不動産の損害賠償につき交換価値的アプローチによるのかどうかはさておき、居住用不動産損害の全部ないし多くの部分の請求が棄却された一審原告について、居住用不動産の再取得のために必要な賠償が認められるべきことについて主張立証する。

[REDACTED]

3 家財道具について

(1) 原判決について

原判決は、家財の損害については、本件事故当時の交換価格（具体的には購入時の代金額から経年・使用による減価分を控除した価格）によって賠償額を定めるべきであるとした上で、家財の滅失毀損という損害の発生は認められるものの、損害の性質上その額を立証することが極めて困難である場合にあたるというべきであるから、民訴法248条の規定により、相当な損害額を認定すべきであるとする（原判決297頁）。

そして、一審原告らが家財道具の損害算定方法として主張している、損害保険料率算定機構の「家財の地震被害予測手法に関する研究（その1）家財の所有・設置状況に関する調査」182頁に基づく世帯数に応じた家財の所有額については、家財の交換価値を推計したものではないこと、同調査には本件訴訟での請求対象外である高額家財も含まれていると解されること、また、本件事故後、持ち出した家財道具もあるから、上記の一審原告らの主張は認めることはできないとしている（原判決298頁）。

(2) 原判決の誤り

一審原告らは原審において、財物賠償に関してはそれぞれの世帯ごとに準備書面を提出し、また一審原告毎の証拠番号まで付番して損害額の立証を行った。算定基準は共通であっても、賠償額自体は一審原告らそれぞれに異なる

っている。

また、一審原告らの中には、新築が間もない自宅に新品同様の家財を有していた者、持ち出しができないほどに遠方に避難した者、年齢上避難区域の自宅に立入ができる者などがいた。これらの事情や、家の面積、家族構成などで、家財に関する損害の事情は大きく異なるはずである。

しかしながら、原判決は、これら一審原告ごとの個別の事情を何ら鑑みることなく、総論的判示のみで全ての一審原告らの家財に関する請求を棄却したものである。

また、原判決は、一定程度家財を持ち出した一審原告家族がいるということを指摘する。しかしながら、一審原告らはそもそも家財を持ち出すことがままならない状態に置かれていたのである。原告らは、平成23年4月22日から、福島第一原子力発電所から20キロ圏内が警戒区域、計画的避難区域に指定され、立入は長期にわたり不可能となった。一時立ち入りも町、地域により日にちが厳格に指定されており、その日以外の立入は認められず、持ち出せるものも少数であった。そのような中で持ち出せる家財などごく少数であり、比較的立入が自由になるまでの間にカビ・湿気や獣害などで家財が損傷することがほとんどであった。

また、高齢、遠方避難等の理由でそもそも立入のうえ家財の持ち出しができなかつた一審原告らもいることが看過されている。

さらに、原判決は、弁論の全趣旨によって、「避難費用」が家財賠償に対する弁済の側面があると捉えるようである。

しかしながら、避難時に購入したものは、避難時の仮設住宅や借り上げ住宅において安価な家電などを購入しているのであって、これらの避難費用としての家財道具は、その避難時における一時しのぎの家財購入にすぎず、再取得のための家財たりえない。

[REDACTED]

第8 弁護士費用

不法行為による損害賠償請求の弁護士費用について、判例（最高裁昭和44年2月27日民集23巻2号441頁）は、「事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額」として、裁量判断を認めている。そして、実務上、認容額の1割が弁護士費用として加算されていることは、周知のとおりである。

ところが、原判決は、弁護士費用について、「本件事案の内容、一審原告らの請求額、そのうち一審被告が認める旨主張する額、その他諸般の事情を考慮」するとした上で、帰還困難・居住制限・解除準備区域の一審原告らに對して、既払い金控除後の慰謝料認容額（最高1600万円、最低150万円）に関わらず、一律、一人15万円しか認めなかった（しかも、この金額は、不動産あるいは家財の賠償額が加算されても、変わっていない）。

この原判決の実質的な根拠は、一審被告が自認している部分には立証の困難はないと考えたからと思われる。

しかし、一審被告が一部損害を自認しているとしても、本訴訟においては、損害の全体像を評価する必要があるのであって、立証活動の質・量に違いはない。

また、交通事故損害賠償の訴訟実務においても、加害者側保険会社が提示した金額について、弁護士費用算定の対象から外すような運用はなく、単純に、実際の認容額の1割が弁護士費用として認容されている。これは、立証活動の質・量に違いはないとの考えに基づくはずである。

さらに、他の原発被害集団訴訟についてみると、千葉判決、京都判決、首都圏判決は、既払い金控除後の認容合計額の1割を弁護士費用として認め、生業訴訟、小高判決においても、慰謝料認容額の1割を弁護士費用として認めている。これらの集団訴訟と比較して、1陣訴訟の「事案の難易」は決して見劣りしないし、むしろ立証活動においては、最も濃密であったと言っても過言ではない。このように、7つの集団判決のうち、5つの判決が、一審被告が支払う旨自認している部分を重視せず、実際の認容額の1割を弁護士費用として認めているのであるから、司法の安定性や公平の観点からも、1陣訴訟が上記のような判断をしたことは、裁量の逸脱と言える。

さらに、一審被告は、平成29年8月以降、訴訟原告となっている請求者に対して、原判決が確定するまでの間、一審被告の賠償基準であっても、ADRや直接請求における支払いを拒否している（甲A619、日弁連声明）。この観点からも、一審被告が一部損害を自認している点を重視すべきでないと言える。

第9 控訴の範囲について

1 一審原告らの控訴の内容

一審原告らは、控訴状別紙「損害金目録1」及び「損害金目録2」の一

審原告欄記載の各一審原告に対し、同別紙の各一審原告に係る「損害金額」欄記載の各金員及びこれに対する2011年（平成23年）3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めている（控訴状、控訴の趣旨）。

この損害金目録1及び2の金額は、原則として、金847万円もしくは、金935万円である。

2 控訴の金額の根拠（847万円又は935万円を控訴した一審原告らについて）

原審において、一審原告らは、避難慰謝料を一人月額50万円、故郷喪失慰謝料を2000万円請求した。

一審原告らは、本件原発事故からすでに7年以上が経過し、その間、十分な被害救済がなされなかつたため、その生活状況は本件事故前の状況に戻ったということは到底言えない状況であり、生活に困窮する一審原告らも多く存在する。

そのため、控訴審においては、貼用印紙代の節約のため、下記計算に基づき、控訴状別紙「損害金目録1」及び「損害金目録2」記載の金額のみ一部控訴（一部請求）することとした。

記

控訴審において、一審原告らが求める金額（既払い金控除前）は、次の通りである。

避難慰謝料については、上記一人月額50万円のうち、420万円。

故郷喪失慰謝料については、上記2000万円のうち、500万円。

弁護士費用については上記合計額の1割である92万円。

これらの合計金額（1012万円）から、原判決によって認容された金額

(原則として 150 万円及び弁護士費用 15 万円（合計 165 万円）、または、70 万円及び弁護士費用 7 万円（合計 77 万円）) を控除した残額を、一部控訴の範囲とした。

具体的には、

原判決での認容額が 165 万円の一審原告については、

$$1012 \text{ 万円} - 165 \text{ 万円} = 847 \text{ 万円}$$

原判決での認容額が 77 万円の一審原告については、

$$1012 \text{ 万円} - 77 \text{ 万円} = 935 \text{ 万円}$$

である。

[REDACTED]

第10　まとめ

以上のとおり、原判決は、当然なすべき判断を回避したため、正しい損害評価をなすための前提となる基礎的な共通の理解を確立しないまままで判決に至った。

その結果、政府の政策的制約を免れない指針等を不用意に裁判規範として位置づけ、るべき損害評価が欠落し、もって必然的に賠償水準を不当に低いものに押し下げた。

今後の控訴審の審理に際しては、これらの誤りを正した上で、るべき損害評価、損害算定を、ゼロからやり直すことが求められる。

以上

